

GEMITS アライアンスパートナーズ 第2回理事会

2011年9月12日

配布資料

資料1 議事次第

資料2 地域医療連携運営ワーキンググループの設置

資料3 理事会運用規則の改定

資料4 会計処理規則の改定

資料5 平成23年度活動中間報告

資料6 平成23年度収支中間報告

(以上)

GEMITS アライアンスパートナーズ 第 2 回理事会

2011 年 9 月 12 日 14:00ー

OKI 本社 3 階 会議室 1

議事次第

I. 審議事項

議案1 地域医療連携運営ワーキンググループの設置

議案2 理事会運用規則の改定

議案3 会計処理規則の改定

II. 報告事項

1. 平成 23 年度活動中間報告

2. 平成 23 年度収支中間報告

3. その他

(以上)

地域医療連携運営ワーキンググループの設置

2011年9月12日

小川 和大

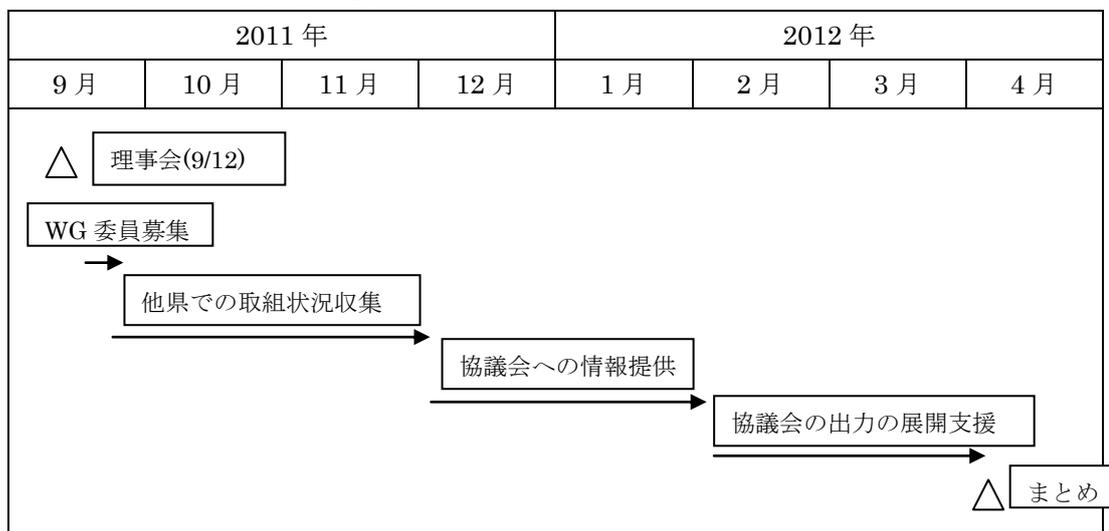
1. まえがき ワーキンググループ（以下、WG という）の設置を提案する。
2. 名称 地域医療連携運営 WG
3. 活動内容 GEMITS の全国展開を加速することを目的として、下記方針のもとに検討を行う。
 - (1) 岐阜県をショーケースとして県内で実施したことを分析・評価する
 - (2) GEMITS のモデル*¹をベースに、自治体に適用可能ないくつかのサブモデルを選択して提示する
 - (3) 地域医療再生基金の最終年度である平成 25 年度に採用できるものとする

これらのもとに、GEMITS を他自治体に適用するにあたっての、①運営ルール、②システム、③運用方法、の 3 つの課題*²を明確にする。

4. 活動スケジュール

理事会で WG の設置が認められれば、直ちに委員を公募して委員を決定した後、9 月下旬頃から隔週ペースで会議を開催（メールでの審議を含む）して、今年度末を目途に報告書をまとめる。活動スケジュールを下図に示す。

図 1. 地域医療連携運営 WG の活動スケジュール



協議会：岐阜県内で地域連携 NW の構築を推進するため、行政・消防・医師会・病院を構成メンバーとして 8 月に設立された救急医療情報連携地域協議会のこと。

5. 費用 講師謝礼として 100 千円（=50 千円/件×2 件）

(以上)

<参考資料>

* 1 モデルとサブモデルに対する考え方の案

全国自治体の救急医療体制を分類し、岐阜県で示される GEMITS の価値の適用パターンを、分類毎に提示する。

GEMITS の価値は、「脳卒中、急性心疾患等、急性期の患者にとって地元の病院が最適なのか、または、広域搬送の観点から、二次医療圏を越えた専門医がいる病院が最適なのかの判断を、患者視点で支援できる」ことにある。

そこで、岐阜県を「患者視点の広域搬送」の基本的なモデルとし、自治体を「都市の規模」と、「医療圏における選定候補になる病院の余地」の点から分類して適用パターンをサブモデルとする。

* 2 3つの課題の概要

- ①「運営ルール」：自治体の救急の関係者が平時と緊急時に行うべき基本事項。体制、事業計画、活動費用等を含む。
- ②「システム」：平時と緊急時に活用するサービスを提供するためのツール。医療機関、現場、センターに構築されるもの。
- ③「運用」：平時と緊急時における救急関係者の基本的な活動手順。通常の活動、運用者、システム操作手順を含む。

理事会運用規則の改定

2011年9月12日

1. まえがき

理事会運用規則の改定について記す。

2. 改定理由

以下の2つの理由から改定する。

(1) 7月6日に開催された第1回理事会において、100万円以上の支出を行う場合は、経理責任者以外に会長と庶務担当理事双方の承認を必要とすべきとの決議がなされた。そのため、庶務担当理事を新たに置くことを理事会運用規則に明文化する。

(2) 規約の第20条において、「理事会は、理事及び監事で構成する。」とあるだけで、理事や監事以外の者の理事会への出席について特に規定していない。ワーキンググループ設置の承認やその報告等において、理事や監事以外の者が出席して報告することを正式に認めるため、それを理事会運用規則に明記する。

3. 改定内容

「資料3-別紙」に示す。

(以上)

理事会運用規則

2011年7月6日制定改定

(目的)

第1条 本規則は、GEMITS アライアンスパートナーズ規約（以下、「規約」という）に基づき、理事会業務の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的として、理事会について定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本規則において、用語の定義は規約のそれに従う。

(理事会の開催)

第3条 原則として定例理事会を3ヶ月に1回開催する。また、必要に応じて臨時理事会を開催することがある。

(理事会の招集)

第4条 理事会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を明確にして、全理事及び全監事に通知しなければならない。

(関係者の出席)

第5条 理事会が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録の作成)

第6-5条 議長は、開催日時、開催場所、出席者及び議事概要を記載した議事録を作成し、出席者はそれに署名又は押印するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、出席者は、電子メールでの意思表示により署名又は押印に代えることができるものとする。

(担当理事)

第7条 庶務及び経理に係る事項に関して、会長を補佐する庶務担当理事を置く。

- 2 前項の庶務担当理事は理事会において選出する。

(規則の改廃)

第8-6条 本規則の改廃は、理事会において行うものとする。

(附則) (2011年7月6日制定)

第1条 本規則は、2011年7月6日から適用する。

(附則) (2011年9月12日改定)

第1条 本規則は、2011年9月12日から適用する。

会計処理規則の改定

2011年9月12日

1. まえがき

会計処理規則の改定について記す。

2. 改定理由

以下の理由から改定する。

7月6日に開催された第1回理事会において、100万円以上の支出を行う場合は、経理責任者以外に会長と庶務担当理事双方の承認を必要とすべきとの決議がなされた。その旨を会計処理規則に明文化する。

3. 改定内容

「資料4－別紙」に示す。

(以上)

会計処理規則

2011年7月6日制定改定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、GEMITS アライアンスパートナーズ（以下、「本会」という）の会計処理に関する基準を確立して、本会業務の能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的として、会計処理について定めるものである。

(中略)

(支払)

第17条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、会計責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払いは、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として会計責任者が認めた場合には、この限りではない。

3 1件当たり100万円以上の支払については、事前に会長及び庶務担当理事の承認を必要とする。

(中略)

(改廃)

第27条 本規則の改廃は、理事会において行うものとする。

(附則) (2011年7月6日制定)

第1条 本規則は、2011年7月6日から適用する。

(附則) (2011年9月12日改定)

第1条 本規則は、2011年9月12日から適用する。

1. まえがき

本会のこれまでの活動について報告する。

2. 活動内容

7 月 6 日に開催された設立総会において承認された今年度の事業計画に基づき、普及啓発活動、技術的・専門的課題の検討及び広報活動を展開している。これらについて記す。

(1) 普及啓発活動

GEMITS の考え方を普及啓発するため、小倉会長が各所で講演やセミナーを実施しているが、それらの実績を下表に記す。

表 1. GEMITS に関する小倉会長の講演・セミナー

項	テーマ	開催日	場所	参加人数	記事
1	救急災害医療の全体最適化 ーGEMITS が拓く新しい世界ー	2011 年 6 月 3 日	札幌コンベン ションセンタ ー(北海道札 幌市)	約 230 名	第14回日本臨床 医救急学会総会・ 学術集会 ランチ ョンセミナー
2	救急医療の全体最適化	2011 年 7 月 30 日	ノホテル甲子 園(兵庫県西 宮市)	約 300 名	第11回地域医療 懇談会
3	復興における医療 IT の役割と将来 ー平時から災害復興まで使える医療 情報システムー	2011 年 9 月 10 日	瑞穂市総合 センター サ ンシャインホ ール(岐阜県 瑞穂市)	約 900 名	朝日大学公開講 座「復興と新しい 日本の創造」

(2) 技術的・専門的課題の検討

技術的・専門的課題については、GEMITS と地域医療連携について検討を開始したところである。本理事会において設置の承認をお願いしている地域医療連携運営ワーキングにおいて検討を継続していく。

(3) 広報活動

5 月 26 日、Learning Square 新橋(東京都港区)において、本会の設立記者説明会を開催した。そこでは、小倉会長が GEMITS プロジェクトの概要について、安田副会長が GEMAP 設立の経緯について説明した。9 社 16 名のメディアが参加し、説明後の質疑応答では GEMITS や GEMAP に関する質問が活発に行われた。

上記の記者説明会の他にも、取材を受ける等してメディアに取り上げられている。それを以下に列挙す

る。

- ① 「『救急医療に向けた情報流通の仕組みを“全国区”に』, GEMITS の拡大に向けたアライアンスが発足」(Tech-On!, 2011 年 5 月 26 日)
<http://techon.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20110526/192160/>
- ② 「患者情報共有システム普及、新団体を設立へ」(日テレ NEWS 24, 2011 年 5 月 27 日)
<http://www.news24.jp/articles/2011/05/27/07183455.html>
- ③ 「救急医療の現場が開発した『GEMITS』 - ICT を活用し、短時間での決断を支援 -」(日経エレクトロニクス、NE セミナー 次世代医療機器サミット 第 1 回、2011 年 6 月 27 日)
- ④ 「救急医療、IT活用進化 救命率の向上に」(日本経済新聞、2011 年 6 月 30 日)
- ⑤ 「物言えぬ患者の代理人となる医療カード『MEDICA』」(Tech Target ジャパン、2011 年 7 月 20 日)
<http://techtarget.itmedia.co.jp/tt/news/1107/20/news05.html>
- ⑥ 「救急医療を効率化するIT活用プロジェクト『GEMITS』」(Tech Target ジャパン、2011 年 8 月 3 日)
<http://techtarget.itmedia.co.jp/tt/news/1108/03/news01.html>
- ⑦ 「医療 IT は新規性ではなく、現行技術をいかに利用するかが重要」(デジタルヘルス Online、2011 年 8 月 17 日)
<http://www.nikkeibp.co.jp/article/dho/20110817/280988/>

なお、本会が設立された翌日からホームページを立ち上げており、組織と運営、規約類、会員一覧等についての情報を会員に提供している。URL は以下の通りである。

<http://gemap.jp/contact.html>

ワーキンググループ活動を含め、本会の活動が本格化し始めており、その活動状況も含めてほぼリアルタイムに近い形で情報を提供していく。

3. 会員

現在の会員数は、幹事会社：6 社、正会員：6 社、賛助会員：1 社、特別会員：6 名 である。

4. その他

岐阜県内の地域連携ネットワークの構築を推進して、将来の情報連携の範囲拡大と医療連携ネットワークの一層の効率化を図ることを目的として、8 月 17 日に岐阜県内の行政・消防・医師会・病院から構成される救急医療情報連携地域協議会が設立された。その事務局は、GEMITS の展開という点で、本会と密接な関係を有する特定非営利法人岐阜救急災害医療研究開発機構が務めている。地域医療連携運営ワーキングの活動とも大いに関係するため、同協議会の今後の動向把握に努める。

(以上)

会員

(2011年8月31日現在)

[幹事会員](6社)

株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ

沖電気工業株式会社

株式会社 デンソー

トヨタ自動車株式会社

日本光電工業株式会社

東レ・メディカル株式会社

[正会員](6社)

株式会社 トーカイ

デジタルヘルス Online (日経BP社)

株式会社 中広

株式会社 ジェムシス

株式会社 パケモ

株式会社 ソリトンシステムズ

[賛助会員](1社)

ハヤックス株式会社

[特別会員](6人)

時津 直樹 (インターネットITS協議会)

山田 英脩 (税理士法人 戸田会計)

小林 啓二 (JAXA 宇宙航空研究開発機構)

橋本 雄太郎 (杏林大学総合政策学部 教授)

野口 英一 (東京防災救急協会)

青木 則明 (NPO法人 ヘルスサービスR&Dセンター)

(以上)

(単位:円)

科目・摘要	予算額(A)	実績 (8/31現在)	見込み額(B)	(C)=(A)-(B)	記事
I 事業活動収支の部					
1 事業活動収入					
(1) 会費収入	4,600,000	3,520,000	4,240,000	360,000	
① 幹事会員 @500,000×5社	2,500,000	2,500,000	3,000,000		
② 正会員 @200,000×10社	2,000,000	1,000,000	1,200,000		
③ 賛助会員 @20,000×5社	100,000	20,000	40,000		
(2) 事業収入	100,000	0	0	100,000	
① セミナー等事業収入	100,000		0		
(3) 寄附金収入	100,000	0	0	100,000	
① 寄附金収入	100,000		0		
(4) 雑収入	500	32	500	0	
① 受取利息	500	32	500		
事業活動収入計	4,800,500	3,520,032	4,240,500	560,000	
2 事業活動支出					
(1) 事業費支出	2,100,000	1,242,400	1,800,000	300,000	
① 普及活動事業費	2,000,000	1,242,400	1,700,000		
② ワーキンググループ活動費	100,000		100,000		
(2) 管理費支出	2,665,000	479,020	2,341,544	323,456	
① 会議費	300,000		200,000		
② 総会運営費	500,000	314,857	314,857		
③ 旅費交通費	100,000		100,000		
④ 通信運搬費	30,000	2,780	12,780		
⑤ 消耗品費	120,000	48,907	98,907		
⑥ 印刷製本費	80,000		80,000		
⑦ 諸謝金	300,000	111,111	300,000		
⑧ 租税公課	5,000		5,000		
⑨ 業務委託費	600,000		600,000		
⑩ ホームページ開発・維持費	600,000		600,000		
⑪ 雑費	30,000	1,365	30,000		
事業活動支出計	4,765,000	1,721,420	4,141,544	623,456	
事業活動収支差額	35,500	1,798,612	98,956	-63,456	
II 投資活動収支の部					
1 投資活動収入					
投資活動収入計	0				
2 投資活動支出					
(1) 固定資産取得支出	0				
投資活動支出計	0				
投資活動収支差額	0				
III 財務活動収支の部					
1 財務活動収入					
(1) 借入金収入	0				
財務活動収入計	0				
2 財務活動支出					
財務活動支出計	0				
財務活動収支差額	0				
IV 予備費支出					
当期収支差額	35,500				
前期繰越収支差額	0				
次期繰越収支差額	35,500				

(注) 収支予算書に係る注記事項

- 借入金限度額
許容される借入金の最高限度額 : 0円
- 債務負担額
許容される債務負担の最高限度額 : 0円